

○漁業法（抜粋）

（知事管理漁獲可能量の設定）

第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第125条第1項第4号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3～4（略）

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

6（略）

○千葉県資源管理方針（抜粋）

4 くろまぐろ（小型魚）の資源管理方針

（1）（略）

（2）（略）

（3）漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね2トンの本県の留保とし、残りを平成23年から平成27年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別及び地区別の知事管理区分に按分する。

イ（略）

ウ 法第15条により農林水産大臣が定める都道府県別漁獲可能量のうち本県に定められた数量に変更があった場合は、原則としてアに規定する配分比率に応じて当該期間別の知事管理区分に配分することとし、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

（4）（略）

5 くろまぐろ（大型魚）の資源管理方針

(1) (略)

(2) (略)

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね4トンの本県の留保とし、残りを平成27年から平成29年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別の知事管理区分に案分する。

イ (略)

ウ 法第15条により農林水産大臣が定める都道府県別漁獲可能量のうち本県に定められた数量に変更があった場合は、原則としてアに規定する配分比率に応じて当該期間別の知事管理区分に配分することとし、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

(4) (略)

くろまぐろの令和8管理年度の繰越し等に係る追加配分量について

1 くろまぐろ（小型魚）（30kg未満）の追加配分量について

○追加配分**17.2トン**は、以下の考え方により、漁業の種類別・地区別・期間別に配分

(単位：トン)

(単位：トン)

		令和7管理年度							令和8管理年度					追加配分後の期間別配分量 (漁業の種類別・地区別)				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	1期 R8.4 ~6	2期 R8.7 ~9	3期 R8.10 ~12	4期 R8.1 ~3	
		基礎となる 漁獲可能量	当初配分 比率	期末 配分量	漁獲実績 (R8.3月末)	未利用分 【③-④】	繰越上限 ※1	繰越 可能量 ※2	当初 配分量	県繰越の 追加配分量 ※3	国繰越等の 追加配分量 ※4	追加 配分量 【⑨+⑩】	追加後 配分量 【⑧+⑪】					
漁船漁業等	銚子・ 九十九里地区	16.9	20.78%	22.4	17.8	4.6	1.6	1.6	16.5	1.6	1.9	3.5	20.0	銚子・ 九十九里地区	6.7	0.5	12.1	0.7
	夷隅地区	30.9	37.86%	41.0	37.3	3.7	3.0	3.0	30.1	3.1	3.5	6.6	36.7	夷隅地区	11.8	0.5	12.5	11.9
	安房地区	15.5	19.03%	20.5	18.5	2.0	1.5	1.5	15.1	1.5	1.7	3.2	18.3	安房地区	6.1	0.5	4.7	7.0
漁船漁業等		63.3	77.67%	83.9	73.6	10.3	6.1	6.1	61.7	6.2	7.1	13.3	75.0	漁船漁業等	24.6	1.5	29.3	19.6
定置漁業		18.2	22.33%	24.3	22.4	1.9	1.8	1.8	17.8	1.9	2.0	3.9	21.7	定置漁業	21.7			
県留保		—	—	0.4	—	0.4	0.2	0.2	2.0	0.0	0.0	0.0	2.0					
合計		81.5	100%	108.6	96.0	12.6	8.1	8.1	81.5	8.1	9.1	17.2	98.7					

(当初配分と同じ考え方)
 ・漁船漁業等は配分量の7割を実績比率により各期に配分。
 残りの3割は1期及び0.5トンを下回る期間に0.5トンまで
 上乗せ配分
 ・定置漁業は1年間で管理

2 くろまぐろ（大型魚）（30kg以上）の追加配分量について

○追加配分**15.1トン**は、以下の考え方により、漁業の種類別・期間別に配分

(単位：トン)

(単位：トン)

		令和7管理年度							令和8管理年度					追加配分後の期間別配分量 (漁業の種類別)				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	1期 R8.4 ~6	2期 R8.7 ~9	3期 R8.10 ~12	4期 R8.1 ~3	
		基礎となる 漁獲可能量	当初配分 比率	期末 配分量	漁獲実績 (R8.3月末)	未利用分 【③-④】	繰越上限 ※1	繰越 可能量 ※2	当初 配分量	県繰越の 追加配分量 ※3	国繰越等の 追加配分量 ※4	追加 配分量 【⑨+⑩】	追加後 配分量 【⑧+⑪】					
漁船漁業等		72.2	91.84%	79.4	75.5	3.9	7.2	3.9	68.5	4.8	8.8	13.6	82.1	漁船漁業等	39.7	6.6	9.5	26.3
定置漁業		6.4	8.16%	7.0	6.4	0.6	0.6	0.6	6.1	0.7	0.8	1.5	7.6	定置漁業	7.6			
県留保		—	—	1.0	—	1.0	0.0	1.0	4.0	0.0	0.0	0.0	4.0					
合計		78.6	100%	87.4	81.9	5.5	7.8	5.5	78.6	5.5	9.6	15.1	93.7					

※1 漁業の種類別・地区別の未利用分は基礎となる本県の漁獲可能量の10%を上限として繰越し可能とする。(繰越上限は①の10%)

※2 繰越可能量は⑤又は⑥の小さい数字となる。また、漁業の種類別・地区別の繰越上限を超える未利用分(県留保含)は、県全体で繰り越せる場合に限り、県留保とする。

※3 漁業種類別繰越可能量に県留保とした数量を当初配分比率に応じて配分。

※4 国繰越等の追加配分量は当初配分比率に応じて配分。